

議案第 2 号

白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

白井市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、行政経営に関する附属機関を統合するとともに、白井市空家等対策協議会について空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う規定の整理をするため、条例の一部を改正するものです。

白井市附属機関条例の一部を改正する条例

白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項白井市行政経営有識者会議の目を次のように改める。

白井市行政経営審議会	<p>(1) 行政経営に関する重要事項について調査審議すること。</p> <p>(2) 白井市公共施設等総合管理計画の推進等に関する事項について調査審議すること。</p> <p>(3) 行政経営改革に関する計画の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。</p> <p>(4) 行政経営について、市長に意見を述べること。</p>	<p>会長</p> <p>副会長</p> <p>委員</p>	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市民</p>	8人以内	3年
------------	--	--------------------------------	------------------------------------	------	----

別表市長の項白井市行政経営改革審議会の目を削り、同項白井市空家等対策協議会の目担任する事務の欄第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄第2号中「もの」を「特定空家等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表市長の項白井市空家等対策協議会の目担任する事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

（白井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

- 2 白井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表第2 白井市行政経営有識者会議の項を削る。

議案第2号資料

○白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）新旧対照表

改正案							現行						
(略)							(略)						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	(略)						市長	(略)					
	白井市行政経営審議会	(1) 行政経営に関する重要事項について調査審議すること。 (2) 白井市公共施設等総合管理計画の推進等に関する事項について調査審議すること。 (3) 行政経営改革に関する計画の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。 (4) 行政経営について、市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員長	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民	8人以内	3年		白井市行政経営有識者会議	(1) 行政経営に関する重要事項について調査審議すること。 (2) 白井市公共施設等総合管理計画の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。 (3) 行政経営について、市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員長	学識経験を有する者	5人以内	3年
	(略)							(略)					
							白井市行政経営改革審議会	(1) 行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議すること。 (2) 行政経営改革について市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員長	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民	8人以内	3年	
	(略)							(略)					
	白井市空家等対策協議会	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第7条第1項に基づく白井市空家等対策計画の変更及び実施に関する事項について協議すること。 (2) 特定空家等（空家法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）の判断基準の作成及び改定等に関する事項について協議すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	白井市空家等対策協議会	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第6条第1項に基づく白井市空家等対策計画の変更及び実施に関する事項について協議すること。 (2) 特定空家等（空家法第2条第2項に規定するもの）をいう。以下同じ。）の判断基準の作成及び改定等に関する事項について協議すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	

		と。				
	(3)	(略)				
(略)						
(略)						

		と。				
	(3)	(略)				
(略)						
(略)						

(附則第2項関係) 白井市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年条例第5号)新旧対照表

改正案		現行																							
(略)		(略)																							
別表第2(第2条第2号関係)		別表第2(第2条第2号関係)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		職名	報酬の額					(略)		(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白井市行政経営有識者会議</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td>日額 20,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 20,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		職名	報酬の額	白井市行政経営有識者会議	<table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td>日額 20,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 20,000円</td> </tr> </table>	会長	日額 20,000円	委員	日額 20,000円	(略)		(略)	
職名	報酬の額																								
(略)																									
(略)																									
職名	報酬の額																								
白井市行政経営有識者会議	<table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td>日額 20,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 20,000円</td> </tr> </table>	会長	日額 20,000円	委員	日額 20,000円																				
会長	日額 20,000円																								
委員	日額 20,000円																								
(略)																									
(略)																									